

令和6年安中市教育委員会 9月期定例会 会議録

日時 令和6年9月24日(火)午後2時から午後2時40分まで  
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

|          |        |
|----------|--------|
| 教 育 長    | 岩 崎 聡  |
| 教育長職務代理者 | 中 島 卯  |
| 委 員      | 高 橋 恵美 |
| 委 員      | 三 宅 豊  |

【欠席委員】

|     |        |
|-----|--------|
| 委 員 | 佐 藤 和子 |
|-----|--------|

【事務局】

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 部 長 | 小 黒 勝明  |
| 総 務 課 長 | 井 上 昇   |
| 学校教育課長  | 関 井 貴美枝 |
| 生涯学習課長  | 飯 野 靖之  |

|     |        |
|-----|--------|
| 書 記 | 平 柳 好美 |
|-----|--------|

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日、佐藤委員さんにおかれましては、所要のためご欠席とのご連絡をいただいています。ご承知おきください。

皆様におかれましては、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和6年安中市教育委員会9月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

本日の定例会では、報告・承認の議事はありません。

続いて、議案に移ります。

議案第18号「安中市社会教育関係団体の認定について（継続審議）」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

前回から継続審議となっております、議案18号安中市社会教育関係団体の認定につきましてご説明申し上げます。

\* 「議案第18号」を読み上げた後、

社会教育関係団体につきましては社会教育法第10条で「社会教育関係団体」とは、法人であると否かとを問わず、公の支配の属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうと規定されております。

今回、社会教育関係団体の認定申請が2件ございましたので、ご提案させていただきます。

裏面の「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」をご覧ください

い。里山の花畑・里の小屋友の会は、8月の定例会にて、承認をいただいておりますので、今回説明を省略させていただきます。

続きまして、NPO法人 ぐんま若者応援ネット アリスの広場です。代表者は、佐藤真人様です。不登校や、ひきこもりの子どもや若者、またその親を支援し、地域の中で安心して相談・交流・学習・職業体験等ができる場を、他の個人や法人と協力しあいながら、共に創出・発展させることを目的として、平成26年9月に設立されました。事業内容は、不登校やひきこもりなどの若者の居場所づくり（年間107回実施予定）、家族や若者本人からの電話やメールでの相談対応（随時）、各種職業体験の提供（随時）、隔月開催のお料理会開催、また野外体験活動の実施、講演会の開催などです。

活動の拠点は、前橋市のアリスの広場におき、同所にて主に水曜日・木曜日の週2回活動しております。安中市での活動状況は、学習の森を利用して、創作活動や崇台山周辺でのハイキング、キャンプ場でのBBQやキャンプファイヤーなどの体験活動を行っております。

また、高崎市など他市での活動も行っています。

安中市からは、10名ほどが登録されています。

認定期間は、令和7年3月31日までです。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第18号「安中市社会教育関係団体の認定について（継続審議）」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 三宅委員

前回、説明がありましたNPO法人 ぐんま若者応援ネット アリスの広場ですけれども、施設の便宜を図るということのみで補助金はないということで、よろしいでしょうか。

◇ 生涯学習課長

はい、補助金はありません。

◆ 三宅委員

わかりました。

○ 岩崎教育長

安中市で説明した活動をしていく、そして安中市内で10人が登録されているということですね。

◇ 生涯学習課長

はいそうです。参加につきましては、利用されたいという方があれば、電話等の連絡で活動に参加できるということです。

◆ 三宅委員

前日も話しましたが、一覧表の予算の補助金の部分がわかりづらいので、今後は備考欄に書くなどしてもらおうと、わかりやすくなると思うので、変更していただけるとありがたいと思います。

◇ 生涯学習課長

はい。ご指摘いただきました、予算の関係ですが、予算額の下部に括弧書き等で、市の補助の有無について記載していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○ 岩崎教育長

他には、ございますか。

無いようですので、議案第18号「安中市社会教育関係団体の認定について（継続審議）」、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「令和6年度末県費負担教職員人事に関する方針について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 議案第19号を読み上げ、

9月になり、次年度に向けた教職員の人事が始まる時期となりました。教職員の人事につきましては、群馬県教育委員会の教職員人事に関する方針を踏まえ、本市としての方針及び努力点（案）を作成しております。

2「具体的方針」ですが、昨年度の方針からいくつか変更いたしました。事前にお読みいただいているかと思しますので、変更点について、簡単に説明させていただきます。

（4）中堅層教職員の派遣や他郡市との人事交流を推進するとともに、学校統合及び児童生徒数の減少に伴う教職員の定数減を見据えた教職員配置に努める。こちらにつきましては、全県的な教員不足により、他郡市との交流が難しい状況ではございますが、組織の活性化のためにも中堅層の派遣や他郡市との交流を進めたいと考えております。また、今年度末は後閑小、細野小が閉校となり、令和7年度は2校減となります。さらに、児童生徒数の減少による学級数の減少も考えられますので、今後の教職員の定数減を見据えた教職員の配置を考える必要があると思っております。

続きまして、3「人事異動の努力点」（2）小学校③学力向上にかかわる教科担任制、英語専科特配等の加配教員や特別な配慮が必要である児童にかかわる児童生徒支援、通級特配等の加配教員の確保に努める。こちらを追加いたしました。小学校における教科担任制や英語専科特配による加配教員を配置することで、教材研究をより充実させることができ、授業の質の向上につながります。また、1つのクラスを複数の教員で児童を見ることができ、組織的な指導体制を構築することができます。他にも、通常の学級においても特別な配慮を必要とする児童が増加している傾向にあり、児童生徒支援や通級特配など、加配教員を確保できるよう県へ働きかけていきたいと思

います。その他の部分は大きく変わっておりません。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第19号「令和6年度末県費負担教職員人事に関する方針について」質疑等がありましたら、お願いします。

◆ 中島委員

教員不足について、実際に正規の教員が足りないということでしょうか。会計年度任用職員等が足りないということでしょうか。

◇ 学校教育課長

現在、安中市では配置すべき職員の方は任用できております。ただ、他市町村を見ますと病休や育休の代替えの方がなかなか見つけられないようです。

◆ 中島委員

会計年度任用職員の採用が非常に難しくなっているということですね。

◇ 学校教育課長

はい、そうです。

◆ 中島委員

3「人事異動の努力点」(2)小学校の部分ですが、不登校等の子どもの指導に対する生徒指導特配がありますよね。これを県費で賄うことは難しいのでしょうか。例えば、せせらぎの家の教育活動を県費の教員を配置してもらえるような、特配は難しいのでしょうか。もし、県費の教員が配置できれば、市としての負担軽減となりますし、教職員の資質の向上にも繋がると思います。

◇ 学校教育課長

教育支援センターや校内における校内教育支援センターに関しても、県費教職員ではなく支援員を配置することになっております。県費の教職員という話が出ていないのですが、中島委員さんがおっしゃったように、話の中で伝えていければと考えております。

◆ 中島委員

不登校の問題等は、継続して支援していかなければならないと思います。市で指導員を配置すると、市の負担となり、市町村によって差が出てしまうのではないのでしょうか。ある程度の継続した活動が必要なら、現場職員が配置されれば充実すると思いますので、今後の問題として頭に入れておいてもらいたいと思います。

◇ 学校教育課長

はい、わかりました。

○ 岩崎教育長

他に、ございますか。

無いようですので、議案第19号「令和6年度末県費負担教職員人事に関する方針について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○ 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局・委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

#### ◇ 総務課長

「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成いたしましたので報告させていただきます。

最初に経過でございますが、7月5日に第1回目の安中市学校給食運営委員会を開催し、昨年11月期の定例会でご承認いただきました「安中市松井田学校給食センターにおける食物アレルギー対応の基本方針」にあります「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の作成についてが議題となりました。

対応マニュアルの作成につきましては、専門部会を立ち上げ、その中で市全体の学校給食としての対応マニュアル案を作成していくこととなりました。

専門部会は、日頃学校給食の運営に携わっている小中学校校長会の代表、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭合わせて5名の部会員により、学校の夏季休業期間中にあたる7月29日と8月20日に2回開催し、対応マニュアルの案を作成し、8月29日に開催いたしました第2回安中市学校給食運営委員会にて承認を得ました。

それでは、お手元の資料「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の1ページの目次をご覧ください。本マニュアルの構成としましては、「基本的な考え方」、「アレルギー対応開始までの手順」、「学校における対応食の受け渡し・配膳の手順」、「各種様式」の四つの構成となっております。給食提供の方式は、安中地区と松井田地区の学校で異なりますが、可能な限り市内小中学校統一したマニュアルの作成に努めました。

緊急時（アナフィラキシーを含む誘発症状）の対応等につきましては、群馬県教育委員『学校における食物アレルギー対応マニュアル』に準じて、対応してまいります。

2ページをご覧ください。「基本的な考え方」といたしましては、「食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しむことを目指し、学校給食による食物アレルギー症状を起こさないため、各学校の自校調理方式給食室及び給食センターの施設設備や人員等の能力や環境に応じて、児童生徒にとって最善の対応に努めてまいります。

(1)の対応基準につきましては、アレルギーの原因となる食品や症状は一人一人異なり、誤った対応は重篤な症状を引き起こす場合もあるので医師の診断・指示に基づき、アレルギー対応食を提供していくことを原則といたしました。

(2)学校給食におけるアレルギー対応の方法ですが、原因食品の種類等により、レベル1からレベル4のアレルギー対応を行うこととし、3ページから4ページにそれぞれの対応について記述しております。

5ページをご覧ください。【完全弁当対応となる場合】ですが、①～⑥のような極微量で反応が誘発される可能性がある場合は、現在の給食施設では安全な給食提供が困難なため、給食の提供は致しません。こちらは、文部科学省の食物アレルギー対応指針及び群馬県のマニュアルと同じ対応となります。

6ページをご覧ください。(3)原因食品(アレルゲン)と主な対応例といたしまして、原因食品になります卵、飲用牛乳、乳成分、えび・かに・いか、魚、果物の主な対応例を記載しております。飲用牛乳につきましては、今まで乳アレルギーや乳糖不耐症の方には牛乳を提供せず、その分の給食費を減額しておりましたが、学校給食の食物アレルギー対応の代替品としてお茶類を提供し、品数を揃えさせていただきます。

続きまして、(4)給食で使用しない食品などですが、「そば・ピーナッツ・カシューナッツ・ピスタチオ・クルミ・ペカンナッツ・あわび・いくら・まつたけ・キウイフルーツ」は原則として使用しない食品となります。県のマニュアルではキウイフルーツは注意して使用する食品となっておりますが、市内児童生徒の食物アレルギー原因食品をみると果物のアレルギーが多いので、「使用しない食品」として追加しました。

7ページ8ページをご覧ください。アレルギー対応開始までの手順でございます。

(1)新入学児童、新規の申し出は、10月に移行学級があり、ここでアレルギー対応の希望の有無を把握します。11月にアレルギー対応を希望する児童の保護者へ学校生活管理指導表、問診票と安中市のアレルギー対応についての資料を配布させていただきます。

食物アレルギー対応の新規の申し出は、この手続きから始まります。

1月までに医師の診断を受けて、学校生活管理指導表に記載していただきます。2月に学校生活管理指導表をもとに保護者、管理職、養護教諭、栄養教諭等と面談をします。3月は、4月から始まる給食に備えて、【様式4】食物アレルギー対応確認連絡票と【参考様式】の献立材料一覧を保護者に送付し、対応の意思表示を確認します。また、必要に応じて面談を行い対応してまいります。

9ページをご覧ください。(2)次年度以降(継続)の場合ですが、食物アレルギー問診票の継続様式1-②を提出していただきます。また、小学校6年生が中学1年生に上がるときは、小学校から中学校に情報を引き継ぎ中学校で面談を行います。

10ページをご覧ください。3「学校における対応食の受け渡し・配膳の手順」の(1)自校調理方式の学校です。上段が給食前の対応、下段が給食時間の対応で分かれています。給食前の対応は、調理員及び栄養教諭により対応食を個別容器に入れ、青ラップをし、対応名札をのせます、また専用トレイに対応食と『食物アレルギー対応確認連絡票』【様式4-①】をのせて、小学校は給食室の特定された場所に置き、中学校は専用ワゴンを職員室や校長室へ運ぶこととなります。給食時間の対応は、配膳、食べる時、片付ける時で示しています。本人に対応食を渡す際には、対応食の内容を伝え、確認後に担任と本人が確認欄にサインをすることになります。

11ページをご覧ください。(2)学校給食センターから配送される学校です。給食前の対応は、校務員または給食主任等により学校のコンテナ室でアレルギー対応食が届いているか確認します。コンテナごとに、専用のかごに専用容器に入れた対応食が入っていますので、ピンクトレイに対応食を振り分けて、食物アレルギー対応確認連絡票【様式4-②】をのせて、クラスの台車または配膳車にのせます。給食時の対応は自校調理方式と同様に本人に対応食を渡す際には、対応食の内容を伝え、確認後に担任と本人が確認欄にサインをすることになります。

12ページ以降は様式集としてまとめさせていただきました。

最後になりますが、本マニュアルが、令和7年度からの運用となるため、来月からの小学校新入学児童に向けた移行学級からこちらの

マニュアル様式を活用して食物アレルギー対応を進めてまいります。また、運用を始めますと、いろいろなことが分かってくるかと思いますので、適宜改定をし、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめるよう最善の対応に努めてまいります。

以上、雑駁ではございますが、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」の作成について報告とさせていただきます。

\* 学校教育課長が、群馬教育振興（配布物）について説明を行った。

\* 学校教育課長が、10月の計画訪問について説明を行った。

○ 岩崎教育長

他に、ございませんか。

無いようですので以上で、令和6年安中市教育委員会9月期定例会を閉会いたします。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

【次回定例会】

日時 令和6年10月24日（木） 午後2時から

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。